

[別表A]

**一般包括輸出許可／特別一般包括輸出許可／
特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス**

[2の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	仕向地			
	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を 除く)	ち地域
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号口に該当するものを除く)に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬又は標準物質として使用されるものに限る。)のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(10)2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(17)2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—

輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第8号イに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の2の項(40)～(50)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第45号～第60号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

[3の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く)	に地域② (ち地域を 除く)	ち地域
	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般 一般	特定	特定	特定
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	特別一般	—
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号ヘからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般 一般	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号ヘからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム超のもの	特別一般 一般	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム以下のもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般 一般	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	—
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	特定	—
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—

[3の2項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く)	に地域② (ち地域を 除く)	ち地域
	輸出令別表第1の3の2項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第1項に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の3の2項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	特定	—

[4 の 項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を 除く)	ち地域
	輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第6号～第13号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第15号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は第22号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第18号、第18号の2又は第18号の3に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(18の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第19号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(19)又は(20)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第20号又は第21号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ハに該当するもの	特別一般 一般	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号又は第42号に該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—

[5の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の5の項(1)～(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第1号～12号のいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号ハ(一)又はニに該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の5の項(15)～(17)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号～第14号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の5の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第16号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	—

[6の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の6の項(1)～(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—

[7の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の7の項(1)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号～第15号のいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(15)の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2)に該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イからハまで、ホ、ヘ又はチのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(17)～(22)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト又は第18号～第22号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—

[8の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
	輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号ハ又はホに該当するもの	特別一般 一般	—	—
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—

[9の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
	輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	特別一般 一般	特定
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—

[10の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
	輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	特別一般 一般	特定
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イ(一)1、(二)1又は(三)に該当するもの	特別一般 一般	特定	—

輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(8の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2イに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2ロに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別一般 一般	特定	—
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の10の項(12)～(14)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号～第16号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—

[11の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
	特別一般 一般	特別一般	—
輸出令別表第1の11の項(1)～(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号～第9号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	—

[12の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号口に該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号口又は第10号へ若しくはトに該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第8号に該当するもの	特別一般一般	特定	—
輸出令別表第1の12の項(7)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第14号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	—

[13の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号口を除く。)に該当するもの	特別一般一般	特別一般	—
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号口に該当するもの	特別一般一般	特定	—

[14の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの	特別一般一般	特定	—

[15の項]

仕 向 地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の15の項(1)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの	—	—	—

○輸出者等遵守基準を定める省令

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 55 条の 10 第 1 項の規定に基づき、輸出者等遵守基準を次のように定める。

第 1 条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第 55 条の 10 第 1 項の輸出者等遵守基準は、次のとおりとする。

一 輸出者等（法第 55 条の 10 第 1 項の輸出者等をいう。次号及び第 3 条において同じ。）が遵守すべき基準

イ 法第 25 条第 1 項に規定する取引によって提供しようとする特定技術又は法第 48 条第 1 項の特定の地域を仕向地として輸出をしようとする同項の特定の種類の貨物が、特定重要貨物等に該当するかどうかの確認（以下この条において「該非確認」という。）についての責任者（以下この号及び次条において「該非確認責任者」という。）を選任すること。

ロ 輸出等（法第 55 条の 10 第 1 項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において同じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うこと。

二 特定重要貨物等輸出者等（輸出者等のうち、特定重要貨物等の特定国における提供若しくは特定国の非居住者への提供を目的とする取引又は法第 48 条第 1 項の特定の地域を仕向地とする輸出を業として行う者をいう。以下同じ。）が遵守すべき基準

イ 当該特定重要貨物等輸出者等を代表する者の中から特定重要貨物等輸出者等の行う輸出等の業務を統括管理する責任者（以下この号及び次条において「統括責任者」という。）を選任すること。

ロ 当該特定重要貨物等輸出者等の組織内の輸出等の業務を行う部門の権限及び責任並びに複数の部門において輸出等の業務を行う場合にあっては当該部門間の関係を定めること。

ハ 該非確認に係る手続を定めること。

ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合にあっては、当該特定重要貨物等を利用する者又は需要者に係る情報を含む。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途の確認を行うこと。

ホ 特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務

に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下チにおいて同じ。）に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行うおうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。

へ 輸出等の業務の適正な実施についての監査の体制及び定期的な監査の実施に係る手続を定め、当該手続に従って監査を定期的実施するよう努めること。

ト 統括責任者及び輸出等業務従事者に対し、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うよう努めること。

チ 特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存するよう努めること。

リ 関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

第2条 特定重要貨物等輸出者等は、同一の者を該非確認責任者及び統括責任者に選任することができる。

第3条 輸出者等が個人である場合にあつては、第1条第一号ロ中「輸出等（法第55条の10第1項の輸出等をいう。次号において同じ。）の業務（該非確認の業務を含む。次号において同じ。）に従事する者（該非確認責任者を含む。次号において「輸出等業務従事者」という。）に対し、最新の法及び法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行う」とあるのは「最新の法及び法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報を収集する」と、同条第二号ニ中「を確認する手続を定め、当該手続に従って用途の確認」とあるのは「の確認」と読み替えるものとし、同条第一号イ並びに第二号イからハまで、へ及びトの規定は、適用しない。

第4条 外国為替令（昭和55年政令第260号）第17条第5項の経済産業大臣が指定した取引又は輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）第4条第1項に掲げる場合に該当する輸出のみを業として行う者にあつては、取引又は輸出を行うに当たっては、第1条第二号イからチまでの規定は、適用しない。

附 則

この省令は、平成22年4月1日から施行する。